

○健康保険法

平成二十八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

- ・公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二四・八・二）法六二）本則二五条（平成二八・一〇・一施行）

第三條①（定義）

（定義）（柱書略）

一―八（略）

第九（改正により追加）

②⑥（略）

⑦（柱書略）

一 被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。以下この項において同じ。）の直系尊属（配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、子、孫及び弟妹であつて、主としてその被保険者により生計を維持するもの）

⑧⑩（略）

（定時決定）

第四條① 保険者等は、被保険者が毎年七月一日親に使用される事業所において同日前三月間（その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。

②③（略）